

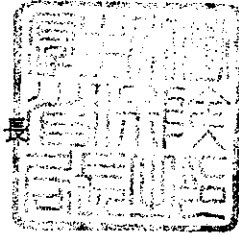


保 発 第 3 7 号

平成13年2月14日

地方社会保険事務局長 殿  
都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省保険局長



指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正について

標記については、「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成12年3月31日保発第70号・老発第397号）により取り扱われているところであるが、今般、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第12号）の制定に伴い、同通知を下記のとおり改正し、平成13年4月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

第三の4の(4)の①中「留意すること」を「留意し、利用申込者等に対し問い合わせる、訪問時に確認する等により、現に他の指定訪問看護ステーションによる指定訪問看護等を受けているか否かを確認すること。ただし、被保険者等で確認できる場合は、この限りでないものであること」に改める。

第三の4の(8)の①中「指定訪問看護等」を「指定老人訪問看護」に、「利用者の被保険者証の療養給付記録又は」を「指定老人訪問看護を受ける者の」に改め、「被保険者証の療養給付記録に係るページの様式については、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）様式6により」を削る。

第三の次に第四として次のように加える。

#### 第四 その他

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第 号）による改正後の健康保険法施行規則の様式による被保険者証以外の被保険者証については、提供した指定訪問看護に関して、その記録を指定訪問看護を受けた者の被保険者証の療養給付記録に係るページに記載しなければならないものであること。

○指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について  
(平成12年3月31日 保発第70号・老発第397号)

第一 総論 (略)

第二 用語の定義 (略)

第三 指定訪問看護等の事業の人員及び運営に関する基準

1～3 (略)

4 運営に関する事項

指定訪問看護ステーションの運営については、基準第5条から第31条に定めるもののほか、次の点に留意すること。

(1)～(3) (略)

(4) 受給資格の確認(基準第8条関係)

① 基準第八条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護等の利用の開始に当たって、利用申込者が指定訪問看護等の提供を受ける資格があることをその者の提示する被保険者証又は健康手帳の医療受給者証により確かめなければならない旨規定したものであること。特に、現に他の指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護等が提供されている場合にあつては、重ねて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費又は老人訪問看護療養費の支給は行われないことに留意すること留意し、利用申込者等に対し問い合わせ、訪問時に確認する等により、現に他の指定訪問看護ステーションによる指定訪問看護等を受けているか否かを確認すること。ただし、被保険者証等で確認できる場合は、この限りでないものであること。

② (略)

(5)～(7) (略)

(8) 指定訪問看護等の記録の記載(基準第12条関係)

① 基準第12条は、提供した指定訪問看護等指定老人訪問看護に関して、その記録を利用者の被保険者証の療養給付記録又は指定老人訪問看護を受ける者の健康手帳の医療の記録に係るページに記載しなければならないことを定めたものであること。なお、~~被保険者証の療養給付記録に係るページの様式に~~ ~~ては、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第96号)様式0により、健康手帳の医療に係るページの様式については、「健康手帳の医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページの様式」(昭和57年11月厚生省告示第192号)によりそれぞれ定められているものであること。~~

② (略)

(9)～(26) (略)

第四 その他

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第 号)による改正後の健康保険法施行規則の様式による被保険者証以外の被保険者証については、提供した指定訪問看護に関して、その記録を指定訪問看護を受けた者の被保険者証の療養給付記録に係るページに記載しなければならないものであること。